

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会（第2回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月5日（水）14時から17時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）藤井委員長代理、尾畠委員、片野委員、新庄委員、田村委員
（九州管区行政評価局）大西局長、山田総務管理官ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を決定するとともに、2件の事案について厚生年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、12月12日（水）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会（第2回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月6日（木）14時から17時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）津田委員長、石立委員、上村委員、大久保委員、岡崎委員
（九州管区行政評価局）大西局長、山田総務管理官ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（2）次回の部会は、12月13日（木）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会（第2回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月10日（月）14時から17時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）中島部会長、中嶋委員、野田委員、湊上委員
（九州管区行政評価局）大西局長、山田総務管理官ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（2）次回の部会は、12月19日（水）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会（第3回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月12日（水）13時30分から16時30分
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）藤井委員長代理、尾畠委員、片野委員、新庄委員、田村委員
（九州管区行政評価局）山田総務管理官ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（2）次回の部会は、12月19日（水）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会（第2回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月12日（水）14時から17時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）山出部会長、小島委員、田中委員、堀江委員、米村委員
（九州管区行政評価局）大西局長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（2）次回の部会は、12月18日（火）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会（第3回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月13日（木）14時から17時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）津田委員長、石立委員、上村委員、大久保委員、岡崎委員
（九州管区行政評価局）大西局長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案5件を決定するとともに、2件の事案については国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、12月20日（木）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第四部会（第3回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月18日（火）14時から17時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）山出部会長、小島委員、田中委員、堀江委員、米村委員
（九州管区行政評価局）大西局長、山田総務管理官ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（2）次回の部会は、平成20年1月16日（水）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第二部会（第4回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月19日（水）14時から17時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）藤井委員長代理、尾畠委員、片野委員、新庄委員、田村委員
（九州管区行政評価局）大西局長ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（2）次回の部会は、平成20年1月17日（木）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第三部会（第3回）議事要旨

- 1 日 時：平成19年12月19日（水）14時から17時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）中島部会長、末松委員、中嶋委員、瀧上委員
（九州管区行政評価局）山田総務管理官ほか
- 4 主な議題
（1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
（2）その他
- 5 会議経過
（1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
（2）部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正が必要であるとのあっせん案1件を決定した。
 次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
（3）次回の部会は、平成20年1月18日（金）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕

年金記録確認福岡地方第三者委員会第一部会（第4回）議事要旨

- 1 日 時：平成 19 年 12 月 20 日（木）14 時から 17 時
- 2 場 所：年金記録確認福岡地方第三者委員会室
- 3 出席者
（委員会）津田委員長、石立委員、大久保委員、岡崎委員
（九州管区行政評価局）大西局長、山田総務管理官ほか
- 4 主な議題
 - （1）福岡地方第三者委員会に転送されてきた事案の審議
 - （2）その他
- 5 会議経過
 - （1）福岡社会保険事務局から福岡地方第三者委員会へ転送されてきた事案の概要について事務局からの説明が行われた後、各委員から今後必要とされる資料、調査内容などに関する論議が行われた。
次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。
 - （3）次回の部会は、平成 20 年 1 月 17 日（木）に行うこととされた。

〔 文責：事務局
後日修正の可能性あり 〕